

球磨村 住宅リフォーム事業補助金の概要

事業の目的

村民の居住環境の向上及び商工業等の活性化を図るため、住民が自己の居住の目的に使用する住宅のリフォームを村内の事業者等を利用して行う場合に要した経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付します。

補助対象者は？

- ① 球磨村に住所がある方
- ② 申請者及び世帯員に村税の滞納がないこと
- ③ 他制度による補助金等を受けていないこと

対象住宅は？

- ① 球磨村内に存する一戸建住宅の増改築工事
- ② 個人が所有又は借用する専用住宅
- ③ 店舗等併用住宅の場合は居住する部分の増改築工事



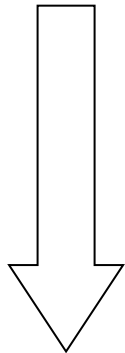
補助対象工事は？

- ① 30万円以上の増築改装・リフォーム工事であること(別表参照)
- ② 3月31日(年度末)までに実績報告(完了)できる工事であること
- ③ 村内に本社若しくは支店又は営業所を有する法人・個人事業者が施工する工事であること

補助金の額は？

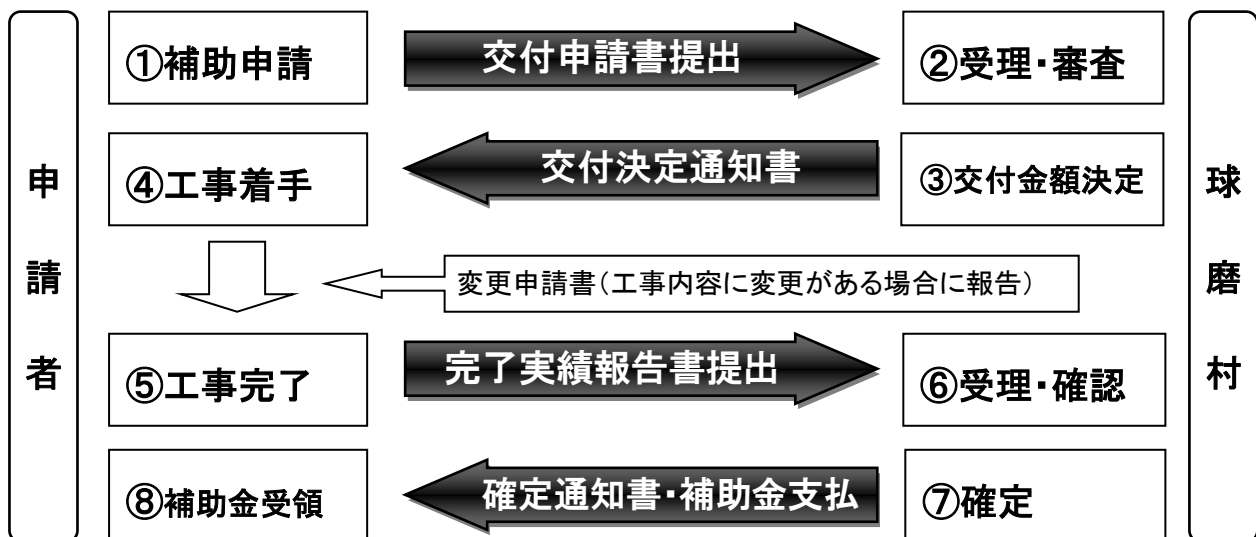
工事費の20% 上限額20万円

工事費	補助金額
工事費が 30 万円未満	補助の対象外
工事費が 30 万円以上 100 万円未満	工事費の 20%の額(千円未満切捨)
工事費が 100 万円以上	一律20 万円



手続きの流れ

【注意】必ず工事着手前に申請が必要です！！



工事を始める前に

補助金交付申請書を提出 (書類:別途様式)⇒

- ☆添付書類の2は工事施工者が用意します。3・4についても、なるべく工事施工者で用意するようにしてください。
- ☆当初の見積書により補助金額を決定しますので、工事内容を十分に協議して作成してください。(工事内容等に変更が生じたときは、速やかに変更申請書を提出してください。但し、助成の増額は認められません。)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

球磨村長

様

住 所 球磨村大字

申請者

氏 名

◎

球磨村住宅リフォーム助成事業申請書

球磨村住宅リフォーム助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

対象住宅	工事の名称	
	工事の内容	
	住宅の所在地	球磨村大字
	建築年月日	年 月 日 (建築後 年)
	工事の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工業者	住 所 球磨村大字 名 称 連絡先	
対象工事見積額	円 (税込) 円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価証明書 ・住宅リフォーム費用の見積書 ・対象工事の明示した図面 (位置図・平面図・立面図展開図等) ・住宅のリフォームを行う等の写真 	

○補助金交付申請書【第1号様式】

原則として当該住宅の所有者本人が申請者ですが、居住者の世帯主又は、生計の主となる者が申請者となる場合があります。施工者欄は村内の事業者を記入してください。

【添付書類】

1. 納税通知書又は固定資産税評価証明書など	対象となる住宅の所有者を確認しますので、毎年の納税通知書と一緒に送付されている課税明細書を用意してください。また、この他に固定資産税評価証明書、登記簿謄本、建築確認済証、完了検査済証等で所有者が確認できる書類でも代用できます。
2. 住宅のリフォーム費用の見積書	できる限り一式工事とせず、工事内容のわかる内訳書を付けた見積り書を作成してください。他の制度の対象となるなど、補助の対象にならない費用がある場合は、見積書内で消費税を含めてその部分を明確に分けてください。
3. 対象工事の明示した図面	平面図等にリフォームを行う部分の現在の状態と、改修後の状態がわかるように図示してください。建物形状が変わらないリフォームは、平面図等に何を改修するのか具体的に記述してください。
4. リフォーム箇所の写真	リフォーム工事を行う住宅の全景、工事施工箇所の現況写真を用意してください。(* 工事着手前の写真は、実績報告書でも添付しますので、実績報告書分の工事前写真の準備もお願いします。)
5. 村税の滞納のない証明	申請者に村税の未納がない事を確認しますので、税目指定のない納税証明書を添付してください。ただし申請者と住宅所有者が異なる場合、双方の納税証明書を添付してください。(※登記簿上は名義が異なっても、課税上の納税義務者は所有者とみなします。)
6. その他、村長が必要と認める書類	必要であると認めた場合に提出していただきます。

工事が完了したら

完了実績報告書を提出
(書類:別途様式)⇒

- ★添付書類の3・4は工事施工者が用意します。
- ★着手前、施工中、完了後の写真を撮影してください。

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

球磨村長

様

住 所 球磨村大字

申請者

氏 名

◎

球磨村住宅リフォーム助成事業完了実績報告書

年 月 日付け、第 号で助成の決定の通知を受けた球磨村住宅リフォーム助成事業について、当該工事が完了しましたので関係書類を添えて報告します。

工事の名称	
住宅の所在地	球磨村大字
工事金額	円(税込) 円)
完了年月日	年 月 日
施工業者	住 所 球磨村大字 名 称 連絡先
	・住宅リフォーム工事の契約書の写し ・住宅リフォーム工事の見積書の写し

○補助金完了実績報告書【第3号様式】

○補助金完了実績報告書【第3号様式】

交付決定者(補助事業者)が申請者です。当初の申請金額と変更になる部分は変更後の内容を記入してください。

補助金の振込み先は申請者と同一名義の口座を記入してください。

【添付書類】

1. 住宅のリフォーム契約書の写し	契約書の写しを提出してください。(工事が契約書のとおり履行されたかどうか確認に使用します。)
2. 住宅のリフォームの費用の明細書及び領収書の写し	費用の明細書及び領収書の写しを提出してください。領収金額は、原則として見積り金額と同額となります。
3. 工事写真	工事の <u>着手前</u> 、 <u>施工中</u> 、 <u>完了後</u> の写真
4. 工事見積書の写し ※変更がある場合のみ提出	変更工事内容のわかる内訳書を付けた見積り書を作成してください。この場合、変更分だけでなく当初の工事内容を含めた見積り書を作成してください。
5. その他、村長が必要と認める書類	必要であると認めた場合に提出していただきます。

工事が完了したら

- ・ 着手済の工事は対象になりません。
- ・ 他の補助金と重複することはできません。
- ・ 補助金額が限度額(20万円)に達しない場合でも、1住宅に1度の申請に限ります。
- ・ 受付予約は出来ませんので、申請は必要書類を揃えて申し込みください。
- ・ 当年の予算額に達した場合は、申込みを締め切らせていただきます。

CAUTION

注意!

補助対象工事一覧

【対象工事】

区 分	内 容
必須工事 (①～④の中から1つ以上)	①木材利用促進(県産材を床、壁、天井等に使用する。) ②UD化(段差解消、手すり設置、扉の取っ手をレバーハンドルに交換等) ③省エネルギー推進(断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置等) ④子育て支援等(子ども部屋の改修等)
外部工事	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装、その他の外装工事
	雨樋の取替え、改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付け、取替え、その他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替え、その他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材及び天井材の塗り替え、その他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替え、襖の張り替え、その他の建具工事
	畳の入替え、表替え、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事
	システムキッチンの取替え、その他の厨房工事
	洗面台、便器の取替え、その他の衛生設備工事
	給水管、排水管及びガス管の取替え、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事
	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

【非対象工事】

区 分	内 容
建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
機器等の更新のみ	エアコン、ガスコンロ、給湯器(ボイラー等)、温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
	冷暖房機器の機器本体の購入費用

※ 上記は工事の一例です。詳しくは企画振興課にお問い合わせください。



【連絡先】 球磨村 企画振興課 山村振興係 TEL 32-1114 FAX 32-1230

ホームページ <http://www.kumamura.com/> をご覧ください。